

医師・歯科医師のリスクに備える

# 保険医協会の共済制度

## グループ生命保険

【随時お申込受付中】

一割安な保険料で万が一に備える一

### おすすめポイント

- ① 最高保障金額は6,000万円！
- ② 共済制度ならではの割安な保険料！
- ③ 医師の審査は必要なく、告知のみでお申込み可能
- ④ 剰余金が生じた場合は“配当金”として還元！

→2024年度は年間保険料の約37.6%を加入者へお支払い



&lt;加入例&gt; 42歳・男性・開業医【保障金額6,000万円】

毎月の保険料は9,840円→年間保険料は9,840円×12カ月=118,080円

2024年度は年間保険料の約37.6%を配当金としてお返し

118,080円×37.6%≒44,398円(配当金)

⇒実質保険料は118,080円-44,398円=73,682円(約7.5カ月分)

※会員本人が加入した場合は配偶者と22歳以下のお子様も加入できます。

ただし、配偶者は3,000万円が保障の上限金額となり、また、会員本人を上回る金額は設定できません。

\* 年齢により保障の上限金額と保険料は異なります。詳細はパンフレットをご覧ください。

\* 配当金は引受保険会社の前年度決算等により決定するため、金額は確定していません。

## 保険医休業保障共済保険

【次回申込期間：2026年4月1日～5月25日(加入日：2026年8月1日)】

一ケガや病気による休業を保障一

スタッフの給与や診療所のランニングコストなど、もしも先生がお休みしても支出は止まりません。保険医協会“最推し”の制度です。まだ加入していない先生はぜひお申込みください。

### おすすめポイント

- ① 保険料が加入時から上がらない
- ② 入院は1日目から給付の対象(免責0日)、自宅療養も給付の対象(免責3日)
- ③ 休業時の給付金とは別に、脱退時には加入年数に応じた“脱退給付金”、万が一加入者が亡くなった際は“弔慰給付金”をお支払い
- ④ 代診の先生を置いた場合や、医院の休診日でも給付の対象となります
- ⑤ 他の所得補償保険との併用受給も可能

&lt;受給例①&gt; 52歳・女性・開業医【8口加入】

「発熱したため2月10日に受診、新型コロナの診断と一週間程度自宅で静養するよう指示があり、2月17日まで休業した」

→自宅療養のため、2月10日～2月12日は免責、2月13日～2月17日の5日間が給付の対象

(自宅療養) 6,000円/口×加入8口×5日間=240,000円を受給

&lt;受給例②&gt; 64歳・男性・開業医【5口加入】

「12月30日、趣味のスキーで足を骨折しそのまま救急搬送され、1月6日まで入院治療を行った。退院後もしばらく歯科の診療を行うことができず、医師の指示のもと1月31日まで自宅で休業した」

→(入院治療) 8,000円/口×加入5口×8日間=320,000円

(自宅療養) 6,000円/口×加入5口×25日間=750,000円 入院・自宅療養合わせて1,070,000円を受給

\* 告知書を元に加入審査を行います。また、勤務形態等によって加入口数に制限がございます。

\* 加入日現在で59歳6カ月未満の方がお申し込み可能です。59歳6カ月を超える方は「所得補償保険」をご検討ください。

\* 請求の際には“第三者の医師”の診断を受けていることが必須条件となります。自己診療やご家族による診療は対象外です。

各共済制度の詳細はパンフレットをご確認ください。

資料請求・お申込み希望の方は共済部(TEL:045-313-2111)までお電話ください。右のQRコードからメールでのお問合せも可能です。

